

第66回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会会議録

日 時 令和6年3月29日（金）13時30分～14時00分

場 所 生駒市役所 4階 401・402会議室

【出席者（敬称略）】

〔委 員〕伊藤征史郎、中尾初美、後藤由美子、喜住栄藏

（リモートによる参加）吉川正史、山口宣恭、村岡悠子

〔事務局〕総務課長：飯島武暢、同課課長補佐：酒見昭廣、同課主幹：大石智子、同課主任：塚美代子

デジタル推進課長：森康通、同課補佐：岡田恵美

【議 題】

- 1 【報告案件1】通信回線を用いた外部結合に係る状況について
- 2 【報告案件2】情報公開及び個人情報保護制度に係る運用状況について
- 3 その他

【審 議 事 項】

- 1 【報告案件1】通信回線を用いた外部結合に係る状況について

市の電子計算機、パソコンやサーバを通信回線を用いて外部結合するにあたり、本審議会に諮問していたが、個人情報保護法の改正により、本審議会への諮問ができなくなったところ、事後の審議会への報告は可能であるため報告するものであること。従来から審議会で審議していた内容を維持・担保できるよう新たに安全管理措置チェックシートを作成し、担当課は、その安全管理措置チェックシートを用いて、結合を行う相手方、運用上の安全対策やシステム上の安全管理の確認を行い、システムの安全性や個人情報の取扱いについて、総務課及びデジタル推進課によるチェックを行っていること。また、令和5年度のシステム導入、外部との電子結合は5件あり、各案件の概要について事務局から報告があった。

○ 質疑

Q オンライン接続概要の生活保護受給者医療扶助のオンライン資格確認の取り扱う個人情報の項目の中で、医療券情報・調剤券情報とは具体的にどのようなものか。

A 保険証等の発行はないため、保険証に変わるものとして、医療券情報は本人確認等の番号がわかる情報になります。

Q 調剤券情報も同じ様な主旨ですか。

A 同様になります。

Q 生活保護受給者医療扶助のオンライン資格確認の結合の開始時期は令和5年度中とありますが、まだ開始されていないのでしょうか。

A 令和5年11月頃に試験運用を経て、現在は運用が開始されています。

2 【報告案件2】情報公開及び個人情報保護制度に係る運用状況について

これまで本市の情報公開条例及び個人情報保護条例の規定に基づき、両条例の制度に係る運用状況について、毎年報告書を作成しホームページ等で公表を行ってきたこと。個人情報保護制度が個人情報保護法に基づく運用となったが、個人情報保護制度の運用状況の公表については、本審議会の答申を踏まえて制定された個人情報保護法施行条例に、市の独自措置としてその公表を行う規定を設けて制度を維持していること。報告書内容として、情報公開制度に係る件数及び状況報告や、個人情報ファイル簿の取りまとめ件数、個人情報の開示等の件数、目的外の利用及び外部提供の件数や審査請求の状況、また市の独自措置である死者情報の提供の申出状況について、事務局から報告があった。

○ 質疑

Q 個人情報ファイル簿や個人情報取扱登録簿の2つを併用させることの事務的な負担はどのような状況でしょうか。

A 種類としては2種類ありますので、事務作業としては増えていますので負担はありますが、制度開始時にファイル簿や登録簿の作成をしてもらっており、それ以降は、新規の追加、訂正等がある場合のみの作業となり、本年度以降については、定例の事務作業となりますので、対応は可能と考えております。

Q 個人情報ファイルを使って開示することは、利用者側からすると少し見えにくく、難しいと思います。法律で公表しないといけなくなっているのも、仕方と思うのですが。

A 法定業務で公表しなければならないため、職員説明会等で制度運用を周知して、円滑な制度の実施に努めていきたいと考えております。

Q 目的外利用については38件、外部提供は173件あるということですが、本人同意は何件で、法に基づく場合は何件ありますか。

A 基本的に総務課で確認はしておりますが、集計までは行っておりません。事務を行っている中では、目的外利用・外部提供の大半は、法令に基づくもので、その他には本人同意によるものもあります。

(意見)

目的外利用及び外部提供の件数報告については、本人同意は何件、法令に基づくものは何件、というように報告をいただきたい。

3 閉会